

平成31・32年度の南砺市建設工事入札参加資格審査に係る  
審査基準（主観点数）の改正について

1 改正の趣旨

建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適正に評価するため審査基準（主観点数）について、平成31年度以降の入札参加資格者に係る審査基準（主観点数）を見直すもの。

2 改正の概要（追加項目）

（1）主観的点数

①次世代育成の推進について

区分	配点	
なんと！やさしい子育て応援企業の認定	5点	南砺！やさしい子育て応援企業認定制度要綱の制定を受けて追加

③女性活躍推の推進について（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法））

区分	配点	
一般事業主行動計画を策定している	5点	労働者が300人以下の事業主で策定しているものを加点の対象とする。富山県も平成31・32年度入札参加資格審査申請から適用。

④男女協働参画の推進について

区分	配点	
県から男女協働参画推進事業の認定を受けている	5点	男女協働参画推進事業所の認定証を取得している。近隣市にあわせて追加

⑤保護観察対象者雇用

区分	配点	
有り	5点	協力雇用主として富山県保護観察所に登録し、対象者を3カ月以上雇用している。県にあわせて追加。

3 適用

平成31・32年度の南砺市の建設工事入札参加資格審査から適用する。